

経済産業省貿易経済安全保障局安全保障貿易管理課パブリックコメント担当御中

「補完的輸出規制の実施に向けた更なる見直し」に対する意見

2025 貿情セ調（経提）第 2 号

2025 年 8 月 25 日

[氏名]	一般財団法人 安全保障貿易情報センター 理事・調査研究部長 中野 雅之
連絡担当者	調査研究部 上席主任研究員 千葉晴夫 副主任研究員 飯泉智也
[住所]	東京都港区虎ノ門一丁目 1－2 1 新虎ノ門実業会館 4 階
[電話番号]	0 3－3 5 9 3－1 1 4 6
[F A X 番号]	0 3－3 5 9 3－1 1 3 8
【意見 1】 「意見募集について」（令和 7 年 7 月 2 3 日）の「見直しの概要」では核兵器等開発等省令別表第六号の削除に関して「大量破壊兵器等の開発等に用いられるがおそれがある貨物（技術）と通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるがおそれがある貨物（技術）の重複を解消し」とありますが、「重複の解消」ということが判然としておらず、具体的には、どのようなことなののでしょうか。そもそも、通常兵器開発等省令では、「輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当する者を除く。）」とあって、「核兵器等」と「通常兵器」は厳然と区別されているように思われますので、「重複」ということと、[削除]により「解消」という意味がよくわかりませんので、ご説明ください。 【理由】 核兵器等開発等省令の別表第六号（以下、単に別表「第六号」という。）が削除されたので、一見緩和であるかとも考えられますが、「重複の解消」ということの具体的なことをお示してください。 1) 重複の範囲 「六号」は、軍若しくは国防の行政機関が行うものの、委託を受けたものに関する次のものから構成されています（便宜的に、イ、ロ、ハ、ニとします。）。 イ．化学物質の開発若しくは製造（告示は除く） ロ．微生物若しくは毒素の開発等 ハ．ロケット若しくは無人航空機（本則除く）の開発等 ニ．宇宙に関する研究（告示は除く） 通常兵器通との重複というと、イとロは、輸出令別表第 1 の 1 の項（1 3）の範疇以外、ハ	

は1の項（9）の範疇外（ニは不明）ということでしょうか。

2）重複の判断等

イからニに該当して、仮に輸出者が通常兵器に用いられると判断した場合、「軍若しくは国防の行政機関が行うものの、委託を受けたもの」であるかということも、要件として残るのでしょうか。つまり、「軍若しくは国防の行政機関が行うものの、委託を受けたもの」でなければ、そもそも規制対象ではないと考えていいのでしょうか。

【意見2】

今回の核兵器等開発等省令の改正が、通常兵器開発等省令における客観要件の対象に影響しないという理解でよいか。具体的には、通常兵器開発等省令は、通常兵器の開発等のおそれがある場合として、輸出令別表第1の1の項に掲げる貨物（核兵器等を除く。）の開発等に用いられることとなる場合を対象行為としています。

今回の核兵器等開発等省令に定める別表第六号に定める対象行為は、元々、核兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合として、その対象行為を列挙していたものであり、1の項に掲げる貨物（核兵器等を除く。）とは異なる性格の対象行為であることが明らかであったものであるため、通常兵器開発等省令に影響しないものと考えられます。

【理由】

上述のとおり、改正後において、別表第六号に定める対象行為が通常兵器の開発等のおそれがある場合に影響がないことを確認したい。

【意見3】

上記に関連して、仮に、今回の核兵器等開発等省令における別表第六号に定める行為を、本改正において、通常兵器開発等省令において担保するということが改正趣旨であるならば、別表第六号に定める対象行為は通常兵器（1の項に掲げる貨物（核兵器等を除く。））に該当するものなのか明確ではありません。

例えば、「化学物質の開発等」、「微生物又は毒素の開発等」、「ロケット又は無人航空機の開発等」及び「宇宙に関する研究」に関し、通常兵器に関連するものとして、今般の通常兵器に関する補完的輸出規制における16の項（1）に定める品目のうち、どの品目（対象品目）が、どのようなものの開発等（用途）が対象となるのか。想定している対象品目及び用途の組み合わせについて、QA等を含め、明確にしていきたい。

これらについて、通常兵器に関連する対象行為がない場合、その行為は（核兵器等開発等省令においても（今般の改正において第六号が削除）、通常兵器開発等省令においても）、客観要件の対象ではないという理解でいいでしょうか。

【理由】

今回の改正趣旨が不明確であることから、その背景を確認したい。